

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで  
昭和 44 年 6 月 2 日から 53 年 5 月 31 日まで A 社（現在は、B 社 C 支店）に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであるのに、53 年 5 月 31 日に資格喪失していることに納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社 C 支店が保管する申立人の退職金計算明細書により、申立人は昭和 53 年 5 月分の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録及び B 社 C 支店が保管する退職金計算明細書によると、申立人は、昭和 53 年 5 月 30 日に A 社を退職していることが確認できる。

また、B 社 C 支店は、昭和 53 年 5 月分に係る厚生年金保険料を控除していることを認めているが、申立人が退社した日は退職金計算明細書のとおり 53 年 5 月 30 日に間違いのないとしており、当該保険料が控除された理由及び控除された保険料が申立人に還付されたか否かについては、当時の関係書類等を廃棄しているため不明としている。

一方、申立人は、昭和 53 年 5 月 31 日まで A 社に勤務していたと主張しているが、同社を退職し次の事業所へ就職する経緯（いつ就職活動をしたのか等）についての記憶が不明確であるなど、具体的に同日まで勤務していたことをうかがわせる供述及び関連資料は得られない。

なお、厚生年金保険法第 19 条では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、同法第 14 条において、「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、

申立人のA社における資格喪失日は昭和53年5月31日であり、同年5月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が昭和53年5月分の厚生年金保険料を給与から控除されていることは確認できるが、申立期間において、申立人はA社に使用されていた者であったといえないことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月から 46 年 1 月まで

申立期間に、A社とB社に運転手として勤務していた。それぞれの勤務期間やどちらの事業所に先に勤務したかといったことは覚えていないが、両社に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなのに記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立人は、申立期間のうちのいずれかの時期にA社に勤務していたとしている。

しかし、申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できないほか、申立人が唯一記憶しているA社のC部所長は既に死亡している上、同社も当時の資料を廃棄しており、申立人の勤務の事実、厚生年金保険の加入等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できず、整理番号に欠番も無い。

#### 2 申立人は、申立期間のうちのいずれかの時期にB社に勤務し、厚生年金保険に加入したとしている。しかし、申立人の雇用保険の記録によると、同社で昭和60年11月27日から62年6月20日までは同被保険者となっているが、申立期間については同被保険者記録が確認できない。

一方、オンライン記録によると、申立人は、上記期間を含む昭和58年6月から62年11月までD社において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

このことについて申立人は、「B社に勤務したのは1回だけで、D社の役員をしていた期間であった。D社では非常勤であったので、合間にB社で運転手をしていた。」と供述していることから、申立人がB社に勤務したのは、昭和60年11月27日から62年6月20日までであると推認できる。

一方、申立人の厚生年金保険への加入の有無等についてB社に照会したところ、同社は「申立期間及び昭和60年11月から62年6月までの期間について申立人の厚生年金保険の加入記録は無い。当時は、運転手の中には雇用保険には加入するが厚生年金保険には加入しない歩合制で勤務している者がいた。」と供述していることから、B社では必ずしも全従業員を厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できず、整理番号に欠番も無い。

- 3 このほか、申立人は、申立期間に厚生年金保険料をA社及びB社の事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料を所持しておらず、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 44 年 9 月まで

昭和 41 年 4 月の A 専修学校入学と同時に B 事業所（現在は、C 法人）に就職し、43 年 3 月の卒業まで学生の傍ら同事業所で勤務し、卒業後も 44 年 9 月頃まで勤務したにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録によると、厚生年金保険の被保険者になっていないので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 4 月の A 専修学校入学と同時に B 事業所に就職し、43 年 3 月の卒業まで学生の傍ら同事業所で勤務し、卒業後も 44 年 9 月頃まで勤務したとしているところ、同僚の供述、A 専修学校からの回答、及び戸籍附票により、41 年 4 月から 44 年 7 月末頃までの期間については、同事業所に勤務していたと推認できる。

しかし、B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、従業員 5 人（健康保険整理番号 1 番から 5 番）は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 40 年 11 月 1 日に資格を取得（40 年 11 月 7 日、社会保険事務所（当時）で資格取得届を処理）し、次の 10 人（同 6 番から 15 番）は、44 年 3 月 30 日から同年 9 月 1 日までの間に資格を取得し、これら 10 人の資格取得届はいずれも 44 年 9 月 8 日に社会保険事務所で処理されている。

また、同僚は、「昭和 44 年 6 月頃、社会保険事務所と思われる行政機関から B 事業所に対し社会保険について指導があり、事業所から従業員にも社会保険について説明があった。私が資格取得した 44 年 3 月 30 日以降の厚生年金保険料については、B 事業所が社会保険事務所に資格取得届を提出したと思われる

同年9月頃以降にまとめて給与から控除された記憶がある。」と供述している。

これらを踏まえると、B事業所では、社会保険事務所の指導を受けて、昭和44年9月頃に在籍し、厚生年金保険に未加入となっている従業員について、資格取得届を社会保険事務所に提出し、遡って被保険者資格を取得させ、各従業員の資格取得日以降の保険料を一括して給与から控除したものの、申立人についてはこの頃に在籍していなかったため資格取得届を提出せず、資格を取得させなかったとともに、申立人の申立期間の保険料も控除しなかったものと考えられる。

また、申立期間当時のB事業所の事業主、事業主の妻及び社会保険事務担当者は、いずれも故人となっていることから、同事業所における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況について確認できない上、C法人でも当時の関係資料は保管していないとしている。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の記録は無く、整理番号に欠番も無いほか、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。